

## 医師事務作業補助者（medical assistant: MA）の医師診療中の同席について

厚生労働省からの「医師及び医療関係職と事務職員との間等での役割分担の推進について（2007年）」という通達により、全国の医療機関では医師事務作業補助者（medical assistant: MA）の採用が進められ、当院においても MA の充足を進めております。

これは「各医療機関においては、良質な医療を継続的に提供するという基本的な考え方の下、医師、看護師、等の医療関係職の医療の専門職種が専門性を必要とする業務に専念することにより、効率的な業務運営がなされるよう、適切な人員配置の在り方や、医師、看護師等の医療関係職、事務職員等の間で適切な役割分担がなされるべき」という考えに基づいております。

MA は一般事務職と異なり、入職後 6 ヶ月間の研修を受け、またこの期間内に国が定める 32 時間以上 の下記研修を受けることが義務づけられております。

1. 医師法、医療法、医薬品医療機器等法、健康保険法等の関連法規
2. 個人情報の保護に関する事項
3. 医療機関で提供される一般的医療内容及び各配置部門における医療内容や用語等
4. 診療録等の記載・管理及び代筆、代行入力
5. 電子カルテシステム

MA は医師の指示のもとに、様々な業務を行っておりますが、行った内容については必ず医師が確認と承認を行う運用としております。また、診療内容に関する守秘義務は、医療倫理を厳守することとして、医師や他の職種と同等に課せられております。具体的には、入職時の雇用契約の中で、個人情報守秘義務が定められており、医師や看護師等と共に医療チームの一員として業務に従事いたします。

MA の業務は多岐にわたりますが、その中の 1 つに、診療中の医師に同席した診療録（カルテ）の代行入力業務があります。いくつかの診察室では、医師の診察に MA が同席し、医師の指示のもと、記録の入力や検査等のオーダーを行っております。これにより、医師が患者さんの訴えに対する傾聴や診察などの医療行為に専念できるような体制の整備や、外来の待ち時間短縮に努めております。

しかしながら、患者さんによっては、疾患等の様々なご事情により MA の同席を希望しない場合があることも理解しております。この場合は、個別に MA 退席の対応をいたしますので、診察の前に「MA の同席は希望しない」旨を、医師や看護師に直接お伝え下さい。お手間をおかけいたしまして申し訳ございませんが、医師が医療行為に専念し、より良い医療の提供ができる体制の構築に、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

（診察によっては、医療安全の観点から、医師一人での対応の希望がある場合でも、医師や看護師などの複数の医療職員による診療が必要な場合があります。）

MA 運用に関するお問い合わせ先：  
医事課医師事務係（内線：3464）

掲示開始年月日 2022年6月 掲示物管理者